

松本駅前広場路線バスデジタルサイネージ設置等業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、松本市（以下「発注者」という。）が発注する「松本駅前広場路線バスデジタルサイネージ設置等業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

2 業務の目的

今後、加速度的に進む人口減少や少子高齢化の中で、将来にわたって公共交通を維持していくためには、公共交通全体の利用者を増やしていく必要があり、地域の人々や観光客に使いやすい公共交通を作り上げていくことが必要である。

そこで、松本市の重要な交通結節点（松本駅前広場）において、わかりやすいバス案内の充実により、シームレスな乗継や利便性向上、サービス向上、まちの高質化を図ることを目的に、路線バスの運行情報や関連情報を案内するデジタルサイネージを設置する。

3 設置場所

松本駅 お城口広場（東口）、アルプス口広場（西口）
（別紙デジタルサイネージ設置概要図のとおり）

4 委託期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

5 業務内容

(1) 業務の着手に先立ち、業務内容や工程、体制等をまとめた業務計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

(2) デジタルサイネージ及び周辺機器の調達

- ・デジタルサイネージ及び周辺機器を調達する。
- ・調達にあたっては、発注者の承認を得ること。（デジタルサイネージ等については、提案事項とする）

(3) 電源・デジタルサイネージ設置等

別紙デジタルサイネージ設置概要図（お城口 総合案内1か所・発便案内3か所、アルプス口 発便案内1か所）の場所に、デジタルサイネージを設置すること。電源・デジタルサイネージ設置等（基礎が必要となる配線等の設備や通信等に関する作業及び手配）にあたっては、関係法令に遵守し、事前に必要な手続きを行ったうえで、安全対策を十分に講じて作業を実施すること。

なお、電源、基礎、デジタルサイネージ設置等については、松本市内に本社（本店または事業所）を置く事業者が執り行うこと。

(4) コンテンツの作成

JR松本駅の路線バス利用者が、正確に、わかりやすい情報を得られるように、

標準的なバス情報フォーマットに基づくバス事業者の運行情報をデジタルサイネージに表示するため、路線バスの情報と連携したコンテンツ作成（G T F Sデータとの連携構築を含む）を行う。

なお、コンテンツ作成にあたっては、訪日外国人旅行者向けに多言語表示が可能であるものとする。

(5) デジタルサイネージ配信システムの構築

設置後、継続的にデジタルサイネージを運用し、活用していくために必要なデジタルサイネージ配信システムを構築する。その際、作業内容、データの安全性、ランニングコストの観点から、より良いデジタルサイネージ配信システムを構築すること。（デジタルサイネージ配信システムの構築は、提案事項とする。）

(6) 試験運転及び最終調整

(1)～(5)の完了後、試験運転及び最終調整を行う。試験運転及び最終調整にあたっては、発注者及びバス事業者の確認を得ること。

(7) 操作指導

発注者及びバス事業者に操作指導を行うこと。操作指導にあたっては、マニュアルに基づき操作指導し、操作指導完了後、発注者及びバス事業者の確認を得ること。

(8) 運用・保守管理

試験運転及び最終調整の上、本稼働日以降は適宜、路線バス事業者と調整を行い、運用・保守管理を行うものとする。

なお、運用・保守管理にあたっては、別途「デジタルサイネージの運用・保守管理にかかる協定書（仮）」を締結の上、適切な管理を行っていくものとする。

(9) その他本業務に必要なこと

6 本システムの業務要件

(1) 設置・機器に係る要件

ア 設置場所・設置台数

- ・総合案内（バスターミナル全体を総括する情報の発信を想定） 1か所
- ・発便案内（停留所に即したバス運行情報等の発信を想定） 4か所
- ・総合案内ディスプレイはJR松本駅お城口から正面に見えるように設置すること。
- ・発便案内は、両面に表示出来るようにすること。
- ・設置位置については、別紙デジタルサイネージ設置概要図による。

イ スペック

下記仕様と同様もしくは同等以上のものであること。

画面サイズ (16:9)	総合案内 55インチ以上 2基もしくは2画面と同等の大きさ 発便案内（両面設置） 43インチ以上
-----------------	--

解像度	1920×1080px (FHD) 以上
輝度	3000cd/m ² 以上、自動輝度調整機能
防水・防塵	IP66以上
動作環境温度	-30℃～50℃
動作環境湿度	20%～80% (非結露)
STB	Windows OS+LTE通信
空調システム	ファンレス (メンテナンスフリー)
耐衝撃保護	強化ガラスIK10以上
ディスプレイ	LCD方式
	光学ボンディング加工 (液晶面)
耐用年数	5年以上

ウ 筐体及び装置の装飾

- ・筐体のデザイン及び塗装着色等については、提案事項とする。

(2) コンテンツにかかる要件

ア 表示コンテンツ

(ア) 総合案内

- ・路線バス運行情報 (のりば、発車時刻、系統、行先 次発情報等)
- ・運行状況等のお知らせ案内
- ・のりば案内 (お城口広場、アルプス口広場、松本バスターミナル)
- ・路線毎の行先、経由地案内
- ・主たる目的地別のりば
- ・駅前広場の施設案内図
- ・その他 (その他の表示コンテンツや利用者の視認性については、提案事項とする)

(イ) 発便案内

- ・発便・次発便案内

イ 画面レイアウト

- ・コンテンツはディスプレイに適切に配置し、表示すること。
- ・レイアウトは「わかりやすいバス案内の充実」という目的を踏まえたものとし、提案事項とする。
- ・また、各設置場所において、その他の内容を表示する場合は、内容、レイアウトともに提案事項とする

ウ 表示コンテンツの作成

- ・受託者側でコンテンツを作成すること (運行状況等のお知らせ案内をのぞく)

エ 多言語対応

- ・日本語および英語、韓国語、中国語の4語以上とすること。言語数及び表示方法については提案事項とし、発注者と協議の上決定すること。

オ データフォーマット

- ・動画（拡張子：m p 4）、静止画（拡張子：j p g, p n g）に加え、P D F、W e bサイトなど多種多様なデータのいずれかに対応し、バス事業者が簡易に登録、管理、削除が可能であるものとする

(3) システム・運用・管理等に関する要件

ア 運用

- ・駅利用者がいる時間帯は稼働させるものとし、稼働時間はシステム上で管理できるものとする。
- ・ディスプレイ点灯・消灯時間を遠隔設定できること。
- ・定期リブート時間を遠隔設定できること。
- ・デジタルサイネージにつなぐネットワークは原則無線とする。
- ・操作マニュアルを作成し、バス事業者等に対する操作研修を実施すること。
- ・セキュリティバッチの適用は必要に応じて実施すること。特に緊急性の高いセキュリティホールへの対応は、発注者と協議の上、迅速に対応すること。

イ データ管理

- ・障害が発生した場合は、データの回復が図られるように、定期的にデータのバックアップ作業が可能なものとする。

ウ システム

- ・デジタルサイネージ配信システムを構築すること。
- ・システム・サーバー等の構成については、将来性、拡張性、移植性等を考慮し、5年以上の運用に耐えうる仕組みとすること。
- ・機器の追加や変更が極力簡易なシステム構造とし、今後のシステム拡張時には最小費用で対応が可能な拡張性を確保すること。

エ システム監視体制

- ・デジタルサイネージの稼働監視（筐体内温度、電波強度、C P U、メモリ、ネットワーク負担、デスク等）が行えるものとし、障害確認時は速やかに連絡が可能なものとする。

オ 緊急時の掲示物対応

- ・緊急時にお知らせ等を一括配信できること。
- ・緊急時、事前に設定しておいた緊急時表示に切り替えできること。
- ・通信障害になった場合の備え、バス停本体に常時7日分の以上の時刻表表示が可能なデータを保有させる機能を有すること。

(4) 設置に関する要件

ア 基礎・配線等について

- ・デジタルサイネージの基礎設置は受託者が行う。電機や通信ケーブル等、必要となる配線及び通信事業者との契約は必要に応じて受託者が行うこと。
- ・配線等の施工にあたっては、交通誘導員を配置すること。
- ・歩行者及びバス利用者等への安全性を確保し、路線バス運行に影響が無いよう配慮すること。

イ その他

- ・設置方法の変更が生じた場合は、発注者と受託者で協議のうえ、設置方法の検討や機器の増設を行うものとする。

(5) 保守・運用の提案について

ア 運用・保守の案件について

上記(1)~(4)の要件を満たしたシステムの円滑な稼働を維持し、かつ関連業務の処理の効率の維持・向上や、安定・正確なサービスの提供を達成するため、以下の内容を満たす提案をすること。

(ア) 運用管理体制

- ・令和9年度以降の運用・保守体制（問い合わせ対応・障害発生時の対応等）について提示すること。

(イ) 保守管理

- ・本業務委託の契約期間中、安定運用を図るため、必要に応じて保守などの対応を行うこと。
- ・連絡体制を整え、バス事業者等から問い合わせに等に対して迅速に対応するものとする。
- ・受託者は設置機器の破損、障害、それらに伴う事故等が発生した時は迅速に対応するものとする。
- ・屋外に設置することから、粉塵などによる機器の故障を防止するため、対策を講じること。
- ・コンテンツや動画が正常にディスプレイに表示されなかった場合等、障害対応のフロー図を明記すること。また、障害対応のマニュアルを定め、障害発生時には、可及的速やかに問題解決を図ること。
- ・デジタルサイネージ設置以降5年間に必要となる運用・保守の内容、費用（ランニングコスト等）の詳細について、また、モニターや内蔵されているPCなど電気機器が故障した際の交換費用を提示すること。

イ 運用・保守について

令和9年度～令和13年度の運用・保守費用については、年度毎に提示（年度末に翌年度分を提示）することとする。

ウ 留意事項

上記（ア）（イ）で提案された金額・内容での契約を保証するものではない。

7 協議に関する要件

本業務にあたり、発注者及び関係事業者と適宜打合せを行うものとする。

8 報告書作成

受託者は、本業務の完了を称する成果品として、業務の経過や検討の課題をまとめた報告書を、以下の通り発注者に提出すること。

- (1) 業務報告書
A4判（ファイリングして提出）
- (2) 上記に係る電子データ（CD-R等）
※電子データはMicrosoft製Word又はExcelで編集可能な電子データに加えPDF化した電子データを原則とし、作図など他の形式データを用いる場合は、受託者の了解を得るものとする。

9 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に発注者に対し、書面により再委託の内容、再委託先（照号又は名称）、契約書の写しその他再委託先に対する管理方法等必要事項の承認を受けなければならない。

10 資料の貸与

発注者は、業務の遂行上必要な資料で、発注者が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合は、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、発注者の了解なく公表・使用はできないものとする。また、市から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを集約する。

11 損害負担

本業務を行うにつき発生した諸事故等による損害については、第三者に及ぼした損害も含めて受注者が負担すること。また、事故発生時においては、発生状況及びその後の処置に至る経過について、発注者へ書面にて報告すること。

12 成果物の提出

本業務の成果物は次のとおりとし、受注者は、業務完了後速やかに発注者に提出すること。

また、このほかに必要となる書類がある場合は、双方で協議して決定すること。

- (1) 業務報告書
- (2) 業務完了届
- (3) デジタルサイネージ（サイネージ（筐体、内部機器）、配信システム）
- (4) 施設配置図（本業務により配置した電気関係配線等が分かるもの）
- (5) 本業務実施にあたり作成した設計図、図面、運用方法等
- (6) 施工状況が分かる写真
- (7) その他発注者が必要と認める書類

13 完了検査

- (1) 受注者は、本業務の完了後に発注者の検査を受けること。
- (2) 成果品について、発注者から修正等の指示がある場合、受注者は速やかに修正を

行い、発注者による再検査の合格をもって完了とする。

14 支払方法

業務完了後、履行確認が可能な成果品等を全て受領し、検査合格後、適正な請求に基づき一括で支払うものとする。

15 瑕疵

本業務の完了検査受検後に成果品の瑕疵が判明した場合は、発注者の指示により受注者の責任でこれを修正すること。

16 所有権

本業務の成果品の所有権はすべて発注者に帰属する。

17 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 受注者は、本業務において知り得た情報を第三者へ漏洩してはならない。また、本業務の成果及び業務遂行で得られた記録等について、第三者に閲覧、複写、譲渡してはならない。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人情報を適切に扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載にない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者及び受託者が協議の上、定めるものとする。
- (5) 受注者は、本業務にあたり、国有、公有又は私有の土地に立ち入る場合は、予めその土地の所有者に連絡して承諾を得ること。また、承認を得られない場合は、監督員に報告して支持を受けること。
- (6) 受託者は、業務が完了した時、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が生じた場合は、速やかに訂正、補足、その他必要な処置を講ずるものとする。
- (7) 受注者は、本仕様書に記載がない事項、業務内容の変更又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、双方で協議して決定すること。
- (8) 成果品の中で、資料等を引用した場合は、出典名を報告に記載すること。

18 担当

松本市役所 交通部 交通ネットワーク課 担当 柴田 山崎
電話 0263-34-3286 FAX34-3202